

鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する指針案の縦覧について

福島県では、第10次鳥獣保護事業計画に基づき平成22年度に指定する鳥獣保護区特別保護地区について、指定に関する指針案を縦覧することとしていますのでご案内します。

○ 保護に関する指針案の縦覧

◆ 根拠法令 ◆

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第4項において準用する同法第28条第4項

◆ 指針案の縦覧を行う鳥獣保護区特別保護地区及び縦覧場所 ◆

鳥獣保護区等名称	所在市町村	存続期間	指針案の縦覧場所
福島鳥獣保護区福島特別保護地区	福島市	H22.11.1～ H42.10.31	福島県県北地方振興局及び 福島県自然保護課
二本松鳥獣保護区二本松特別保護地区	二本松市	H22.11.1～ H42.10.31	
矢祭山鳥獣保護区矢祭山特別保護地区	矢祭町	H22.11.1～ H42.10.31	福島県県南地方振興局及び 福島県自然保護課
只見鳥獣保護区只見特別保護地区	只見町	H22.11.1～ H32.10.31	福島県南会津地方振興局及 び福島県自然保護課
夏井川鳥獣保護区夏井川特別保護地区	いわき市	H22.11.1～ H32.10.31	福島県いわき地方振興局及 び福島県自然保護課

◆ 縦覧期間 ◆

平成22年6月11日～平成22年6月25日まで

◆ 意見を提出対象者 ◆

鳥獣保護区特別保護地区に指定する区域の住民及び利害関係人

◆ その他 ◆

鳥獣保護区等の指定に関する指針案について意見がある場合は、縦覧場所に備え付けてある意見書に記載し、提出してください。

◆ 連絡先 ◆

自然保護課	電話 024-521-7210
県北地方振興局 県民生活課	電話 024-521-7621
県南地方振興局 県民生活課	電話 0248-23-1548
南会津地方振興局 県民生活課	電話 0241-62-2061
いわき地方振興局 県民生活課	電話 0246-24-6203